

第7回神戸市保健医療審議会保健医療連絡協議会専門分科会病床整備検討部会（議事録）

日 時：平成23年7月27日水曜日 13:30～15:30

場 所：神戸市役所1号館14階 大会議室

議 題：神戸圏域における病床配分について

事務局より、資料「関係委員の審議の欠席について」説明。

申請者に、委員が入っており、除斥事項でいえば、当該案件だけ除斥になるが、審議にあたり利害関係がかなり強い状況であるため、以降の部会の欠席をお願いし、了承を得たことを報告。

議題 神戸圏域における病床配分について

〔事務局説明〕

資料「病床配分一覧表（案）」の説明

1 申請者が辞退しており、現在、22事業者、1,907床が申請病床されている。

まず、①申請どおり確定濃厚という欄があるが、これはプレゼンテーションのやりとりや計画書の内容、委員の先生方のコメントや評価を踏まえ、事務局として申請病床をそのまま承認してはどうかという申請者一覧である。②未配分確定濃厚は、逆に委員のコメント等を踏まえ、事務局として今回は病床の配分を見送る申請者一覧の案である。①、②以外の申請者については、申請病床より減少した数字を事務局（案）として記載しており、根拠は事務局より各申請者へ聴取した最低必要病床数である。これらをたたき台として、審議をお願いしたい。

資料「プレゼンテーション委員評価集計表」の説明

これまで点数化について、医療は一律に点数化にはなじまない、数値化は難しいと言っていたが、プレゼンテーション時、先生方に、特に最重要◎、重要○、重要でない△、あるいは×という評価をしていただいたので、参考に、計量的に数値化を試みたものを記載している。

資料「神戸圏域における病床整備（配分）個票」の説明

左上に受付番号、以下、医療施設名、申請病床数、プレゼンテーション時の委員コメント、質疑要旨と、中段には先生方の評価を記載している。

～審議～

（個々の申請内容以外の議事）

○ 副部会長

事務局に聞きたいが、最初、評価する時に一部の委員から点数でしたらどうかという意見が出たが、点数化は難しいと事務局から返答があった。あとは各申請者のプレゼンテーションを聞き、委員考えて協議をして決定するという流れで来た。ところが今回、この点数表を見ると、◎と○と△と×があり、◎が3点、○が2点、△が1点、ということになっている。最初に、◎を何点、△を何点という取り決めをして、そのマークに対する評価を共通認識としておかなければいけなかったことをせず、しかも元々点数化はしないと言っていたにも関わらず、今回また点数で評価している。それについて説明を頂きたい。それとも、もう一度ここで最初から全部読み上げて、◎は何点と取り決めをして、もう一度やり直すか、どちらかである。

● 事務局

もともと何をもって決めようかという議論はあったと思う。先行配分をした他都市へのヒヤリングでも点数化はしてないということであり、医療については点数化しにくいということで進めてきた。ただ、やはり共通認識を持たなければならないということで、プレゼンテーション前に、神戸の医療状況ということで、区別の病床がどうであるかとか、ガンがどうであるとか、神戸の医療状況について共通認識を持った上でプレゼンテーションをさせていただいた。点数は、あくまでも参考という位置づけであり、点数で決めるものではない。病床案については、あくまでも計画書の内容や、プレゼンテーションでの位置づけややりとり、委員のコメント等から作成している。参考までに委員評価を合わせてみただけであり、プロセスとしては、まず点数を抜きにしてある程度あてはめたものであり、参考までに最後に委員評価という点数を提示したという感じである。

○ 委員

事務局が出した案は、あくまでも案であり、これを参考にしてこの部会で協議し、決めたらいいということか。

● 事務局

最終的にはこの委員会で諮っていただくことでお願いしたい。

○ 委員

あくまで参考ということであれば、結構である。

○ 委員

例えば配分は認めるが、附帯項目が出た場合、この部会として付与することはできるのか。

● 事務局

逆に未配分となったところにもきちんとした理由をもつ必要があるし、配分された場合にもこの部会の思いとして附帯意見をつけて、申請者にきっちりとお伝えしたい。ただ、今後の手続上は県の開設許可なので、附帯意見の扱いについては、県とも相談しなければならない。

○ 部会長

その附帯意見を県に提出する際にも伝えるのか。

● 事務局

県だけでなく、申請者にも伝える。

○ 部会長

申請者には県から伝えるのか。

● 事務局

この部会からも伝えるし、県へもこの部会の承認状況は伝える。

○ 部会長

県で認められれば、またこちらへ帰ってくるのか。

● 事務局

それは、開設許可の事前協議の段階で、地元医師会の意見と、専門分科会で医療内容を説明していただき、意見をいただく場があるので、そこでどういう医療ができていくかというチェックの仕組みができていく。今回附帯意見を伝えるが、それをきちんと守っていただくことを言い続けるような形になるかと思う。

○ 部会長

附帯意見は部会の中ではずっと続いていくということか。

● 事務局

そういうことである。

○ 委員

そういうシステムであればいたし方ないが、案件によっては必ずこれを守ってほしいということを強い附帯意見という形で入れていただきたい。

○ 部会長

それでは、その部分はきちんと伝えていただくようお願いする。

○ 副部会長

それについては、県から附帯条件をきちんと守れるような方策はつくと聞いている。ここで附帯条件をつけたが、県で、それを抹消するという事は絶対ないので、それはきちんとつけていきたい。

● 事務局

今日のやりとりも参考にして、どういう附帯意見をつけるべきかを、この部会できちんとやっていきたい。ある程度責任を持ち、配分を決めるという部会を事務局でさせていただいているので、そこは責任持って、市として追求していきたい。

○ 委員

全部、配分しなければならないのか。余りが出てもいいのか。

● 事務局

ベッドオーバーとなってはダメだが、必ず537床を配分しなさいというわけではない。実際、1床2床の端数を余らせている圏域もあると聞いている。

以後、個別の申請者について審議。(別紙「個別申請者について」参照)